

※第4条:農地について権利を有する者が自己の目的のために転用する場合(申請者:農地所有者等)




※第5条:農地、採草放牧地を転用する際に所有権等の権利の移転・設定が伴う場合

(申請者:農地所有者と転用事業者)

### 農地転用許可申請に係る通知地区除外の申請および意見書交付願

令和 2 年 4 月 1 日

農地法第 条の規定により下記土地の転用許可の申請をいたしますので、これが通知書ならびに地区除外の申請書を提出しますので意見書の交付方お願いします。

申請人		住所					氏名				
転用者		朝倉市小田 1 1 4 4 - 4					両 筑 太 郎 				
同関係者	所有者	朝倉市小田 1 1 4 4 - 4					両 筑 は な 子 				
	耕作者	朝倉市小田 1 1 4 4 - 4					両 筑 太 郎 				
土地の所属市町	大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	土地の所属市町	大字	字	地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )
朝倉市	三奈木	アイウ	9876	田	1,000.00						
朝倉市	三奈木	カキク	5432	田	555.00						
転用の目的及びその時期		分家住宅建設のため									

※添付書類・案内図 1部

・字 図 1部

確認済 地区総代 (両筑土地改良区)

氏 名 両筑土地改良区総代の 署名 と 印鑑

### 意見書

上記土地の転用許可申請については同意します。

なお、転用に際しては下記事項を遵守すべきこと。

記

1. 土地改良事業の施行および施設に支障をおよぼさないこと。転用者またはその関係者の責に帰すべき事由によって土地改良施設を損壊した場合は、直ちに復旧しまたは損害を補償すること。
2. 汚濁物の水路への流入を防止すること。
3. 水路敷との境界明示を受けること。
4. 転用許可申請の農地に係る土地改良区が定めた決済金は、転用許可申請に係る意見書交付と同時に納入すること。
5. 転用許可申請を取り下げ、または不許可になった場合は決済金は返戻する。ただし利子は付さない。

令和 年 月 日

両筑土地改良区 理事長